

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年 2 月 5 日提出
【計算期間】	第26期 (自 平成24年11月 8 日 至 平成25年11月 7 日)
【ファンド名】	インデックス・タイプ（ミリオン）
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 吉松 文雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
【事務連絡者氏名】	井口 文雄
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03 (5221) 6110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

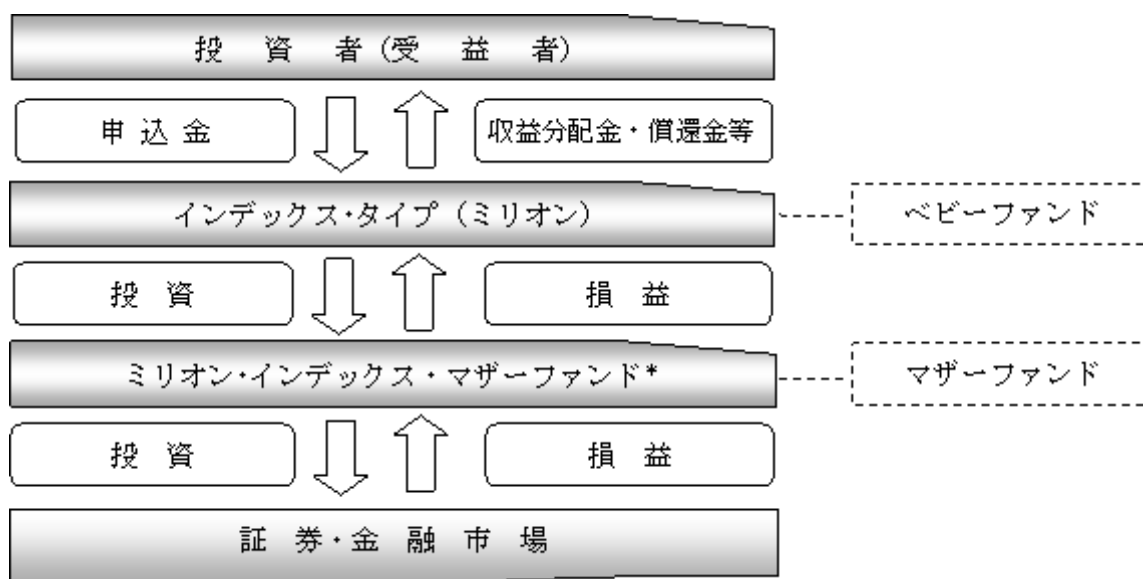
1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



* 「ミリオン・インデックス・マザーファンド」については、以下「マザーファンド」という場合があります。

信託金の限度額

500億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
追加型投信	海 外	債 券	
		不動産投信	
		その他資産	
	内 外	資産複合	特 殊 型

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国 内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株 式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式		グローバル		
一般				
大型株	年 1 回	日本		
中小型株				
債券	年 2 回	北米	ファミリー	日経225
一般		欧州	ファンド	
公債	年 4 回	アジア		
社債	年 6 回（隔月）	オセアニア		
その他債券	年12回（毎月）	中南米		TOPIX
クレジット属性		アフリカ		
不動産投信	日々	中近東（中東）	ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産	その他	エマージング		その他
（投資信託証券				
（株式 一般））				
資産複合				

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として株式（一般）に投資する。 一般とは、大型株* ¹ 、中小型株* ² 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年 1 回	目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
日 本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
日経225	目論見書又は投資信託約款において、日経平均株価（日経225）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

* 1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

* 前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）より確認してください。

ファンドの特色

① 日経平均株価*に連動した投資成果を目指します。

*【日経平均株価】とは

日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。わが国の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

※資金動向や市況動向等によっては、①のような運用ができない場合があります。

② 「ミリオン」は、少額の資金でも値上がりの期待できる株式や好利回りの公社債への分散投資がはかれる投資信託の仕組みと、一定金額を定期的に買い続けることで投資効果が高まるドルコスト平均法*の利点を生かして生まれたファンドです。

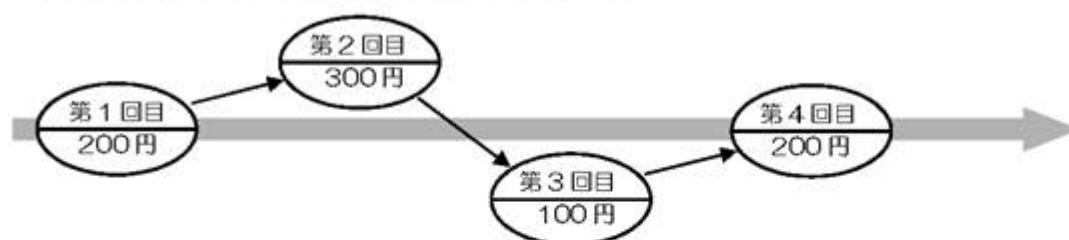
- 「ミリオン」には【インデックス・タイプ】と【バランス・タイプ】の2つのファンドがあります。ご希望に合わせて自由にお選びいただけます。

- インデックス・タイプ・・・日経平均株価に連動した投資成果を目指します。
- バランス・タイプ・・・日経平均株価に連動した投資成果と公社債などの運用により、安定性を高めます。
(くわしくは、バランス・タイプ(ミリオン)の交付目論見書をご確認ください。)

*【ドルコスト平均法】とは

株式など値動きのある金融商品に投資する場合、一定金額を継続的に買い続けると投資効果が高まります。後記の例でわかるように、同じ金額を投資しても、長期間続けた場合、買い方によって平均購入値段が大きく違ってきます。この一定金額の継続購入法を「ドルコスト平均法」といい、広く一般に認められている投資方法の一種です。

＜株式投資でみる簡単な「ドルコスト平均法」の例＞



第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	合計	1株当たりの 平均コスト
購入金額 (購入株数)	購入金額 (購入株数)	購入金額 (購入株数)	購入金額 (購入株数)	購入金額 (購入株数)	
一定金額のけいぞく購入					
2万円 (100株)	2万円 (66株)	2万円 (200株)	2万円 (100株)	8万円 (466株)	171円
一定株数のけいぞく購入					
2万円 (100株)	3万円 (100株)	1万円 (100株)	2万円 (100株)	8万円 (400株)	200円

※上記はあくまでも計算例であり、投資方法をわかりやすく、強調して表したものです。

実際の値動きを示唆したものではありません。

③ 年1回決算を行い、収益の分配を行います。

- 毎年11月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

【収益分配方針】

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 委託会社が利子・配当収入を中心に基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。）

*** 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。**

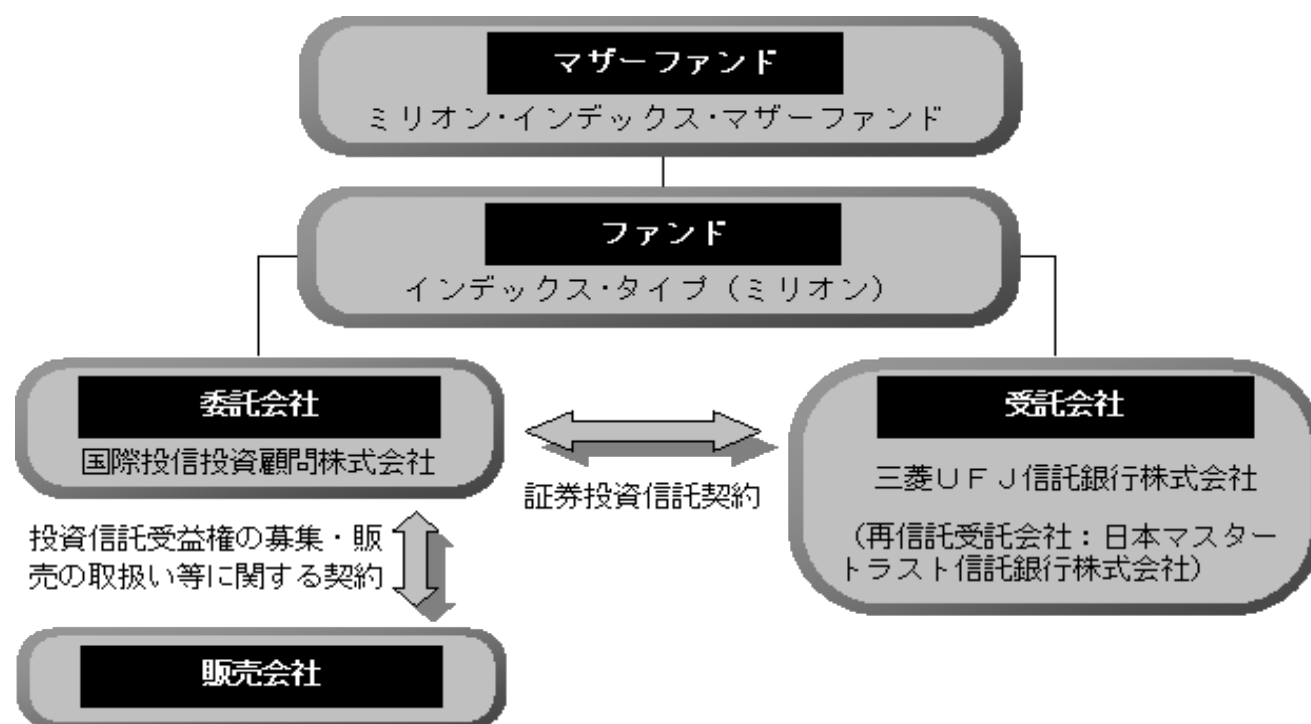
(2) 【ファンドの沿革】

昭和62年11月27日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- c. 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

a．資本金（平成25年11月末現在）

26億8千万円

b．沿革

昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立

平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c．大株主の状況（平成25年11月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	7,161株	55.09%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	899株	6.91%

d．金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第326号

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

a．ミリオン・インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b．株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

* 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

日経平均株価

a．日経平均株価とは、日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。わが国の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

（a）日経平均株価計算式

日経平均株価＝日経平均採用銘柄株価合計÷除数

イ．株価は、50円額面以外は50円額面に換算して合計します。

（注）無額面銘柄については、日本経済新聞社がみなし額面を設定します。

（注）平成13年10月の額面制度廃止後は、それまでの額面を「みなし額面」として算出しています。計算式に変更ありません。

ロ．小数第3位を四捨五入して第2位まで求めます。

ハ．株価の採用優先順は以下の通りです。

（イ）現在の特別気配（または最終特別気配）

（ロ）現在値（または終値）

（ハ）基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値の優先順で採用された値）

（b）除数の修正

採用銘柄中に市況変動によらない株価変動があった場合、原則として除数を修正します。また、採用銘柄の入替えがあった場合に除数を修正します。

イ．権利落ちの場合

$$\text{新除数} = \{ \text{現除数} \times (\text{権利付き最終日の株価合計} - \text{権利価格合計}) \} \div \text{権利付き最終日の株価合計}$$

$$\text{権利価格} = \text{権利付き最終日の株価} - \text{権利落ち理論値}$$

$$\text{権利落ち理論値} = (\text{権利付き最終日の株価} + \text{払込金} \times \text{有償割当率}) \div (\text{有償割当率} + \text{分割（併合）割当率})$$

（注）株式分割（併合）が発生しない場合は、分割（併合）割当率 = 1 とします。

ロ．銘柄入替えの場合

$$\text{権利価格} = \text{除外銘柄の株価} - \text{採用銘柄の株価}$$

（c）銘柄の入替え

対象銘柄の入替えについては、東証第1部上場基準に抵触したものは随時、流動性が他の銘柄と比べて相対的に低くなったものなどについては、毎年見直しが行われます。

b．日経平均株価の著作権等について

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

（2）【投資対象】

ミリオン・インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（約款第15条の2）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、（5）〇信託約款に定める投資制限の に定めるものに限り、）とします。

a．有価証券

b．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）〇信託約款に定める投資制限の に定めるものに限り、）に係る権利

c．約束手形

d．金銭債権

運用の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたミリオン・インデックス・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

a．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- b．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- c．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- d．外国の者に対する権利でc．の有価証券の性質を有するもの

金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用（約款第16条第3項）

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

先物取引等

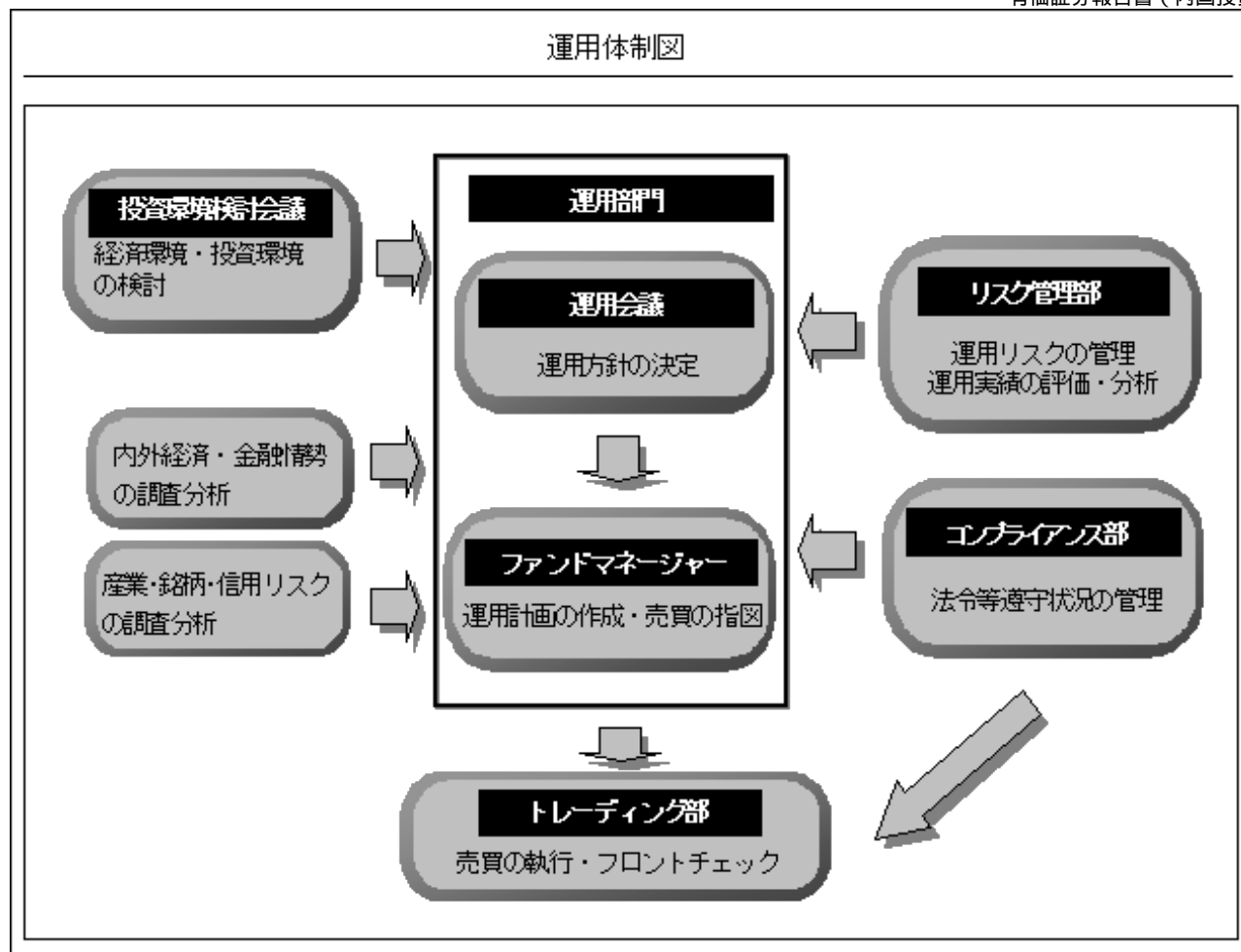
（３）【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成25年11月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針等の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

運用体制図



参考

ファンドの運用は、運用部門のクオンツ運用室が担当し、ファンドマネージャー2名で運用を行い、トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たっております。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年11月7日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が利子・配当収入を中心に基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（「利子等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

マザーファンドへの投資（約款 運用の基本方針 2．運用方法(2)投資制限(イ)）

マザーファンドへの投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 2．運用方法(2)投資制限(ロ)）

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第22条の2）

a．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月まで

に受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに余裕金の額の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

資金の借入れ（約款第23条の2）

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第11条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1．基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、日経平均株価（インデックス）をモデルとして運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場されている株式の中から、日経平均株価に採用された銘柄とします。なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、および金融先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

（2）投資態度

投資成果を日経平均株価の動きに出来るだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

（イ）上記対象銘柄の中から200銘柄以上に原則として等株数投資を行います。

（ロ）資金の流出入に伴う売買にあたっては、買付の場合は株価の高い銘柄から順番に、売却の場合は株価の低い銘柄から順番に行います。

（ハ）株式の組入比率は、高位を保ちます。

（ニ）株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

（3）投資制限

（イ）株式の組入比率については、制限を設けません。

（ロ）＜削除＞

（ハ）有価証券先物取引等は、約款第14条の2の範囲で行います。

（ニ）外貨建資産への投資は行いません。

以上

3【投資リスク】

（1） ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

基準価額は、組入有価証券等の値動き等により上下します（なお、ファンドは日経平均株価指数に連動することを目的としているため、同指数の変動の影響を受けます。）。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドの基準価額と日経平均株価との主な乖離要因

ファンドは、日経平均株価（以下「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、主として以下の要因から、ファンドの基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- a．指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法通りに組入れない場合があること
- b．信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- c．株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- d．指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- e．株価指数先物と指数の動きの不一致（先物を利用した場合）
- f．株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- g．株式および株価指数先物取引の流動性低下時における売買対応の影響
- h．指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- i．追加設定および一部解約による運用資産の大幅な増減による組入比率への影響

上記は主な乖離要因であり、これらに限定されるものではありません。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

a．収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。が、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

b．やむを得ない事情が発生した場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

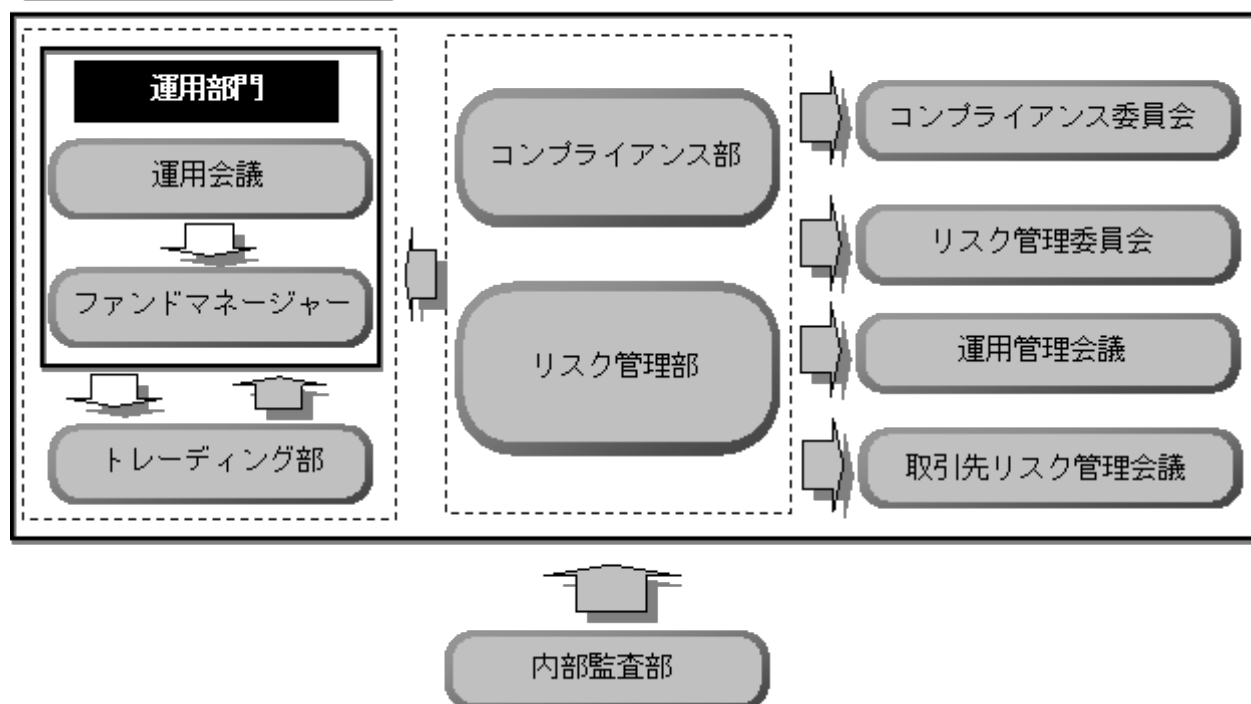
内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性及び有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



- * 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

かかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

（３）【信託報酬等】

a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.6275%＊（税抜1.5500%）以内の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

＊ 消費税率に応じて税込の料率に変更となります。（消費税率が8%になった場合は、年1.6740%となります。）

b．信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成25年11月末現在の料率(税抜)、支払先および配分は、以下の通りです。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.3700%	年0.0800%	年1.1000%

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

a．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%＊（税抜0.0040%））を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＊ 消費税率に応じて税込の料率に変更となります。（消費税率が8%になった場合は、年0.00432%となります。）

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

＊ 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託となります。

- * 以下の内容は平成25年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年 1月1日から 平成49年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ^{*2} 20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%)
	償還金			

* 1 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

* 2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315%*（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

* 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

税額控除制度および益金不算入制度が適用されます。その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年11月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,375,119,512	100.08
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	2,698,576	0.08
合計（純資産総額）	—	3,372,420,936	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) ミリオン・インデックス・マザーファンド 投資状況

(平成25年11月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	3,192,516,400	92.80
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	247,739,092	7.20
合計（純資産総額）	—	3,440,255,492	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

* その他の資産として下記の通り先物取引を利用しております。

(平成25年11月29日現在)

取引所	種類 / 名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
大阪証券取引所	先物取引 日経平均株価先物取引 （2013年12月限）買建	213,750,000	236,100,000	6.86

(注1) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引については、当該取引所の発表する計算日の清算値段で評価しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（全銘柄）

（平成25年11月29日現在）

順位	銘柄名	種類	国／ 地域	総口数（口）	帳簿価額		評価額		投資 比率 （％）
					単価 （円）	金額 （円）	単価 （円）	金額 （円）	
1	ミリオン・インデックス・マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	3,901,872,269	0.7850	3,062,969,732	0.8650	3,375,119,512	100.08

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、１口当たりの値です。

種類別投資比率

（平成25年11月29日現在）

国内／外国	種類	投資比率（％）
国内	親投資信託受益証券	100.08
合計		100.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）ミリオン・インデックス・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

（評価額上位30銘柄）

（平成25年11月29日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	通貨	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
							単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	日本円	8,000	31,750.00	254,000,000	38,800.00	310,400,000	9.02
2	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	日本円	24,000	7,480.00	179,520,000	8,290.00	198,960,000	5.78
3	日本	株式	ファナック	電気機器	日本円	8,000	15,310.00	122,480,000	17,240.00	137,920,000	4.00
4	日本	株式	K D D I	情報・通信業	日本円	16,000	5,490.00	87,840,000	6,430.00	102,880,000	2.99
5	日本	株式	京セラ	電気機器	日本円	16,000	4,920.00	78,720,000	5,420.00	86,720,000	2.52
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	日本円	16,000	3,900.00	62,400,000	4,330.00	69,280,000	2.01
7	日本	株式	ダイキン工業	機械	日本円	8,000	5,830.00	46,640,000	6,500.00	52,000,000	1.51
8	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	日本円	8,000	6,270.00	50,160,000	6,380.00	51,040,000	1.48
9	日本	株式	セコム	サービス業	日本円	8,000	5,900.00	47,200,000	6,320.00	50,560,000	1.46
10	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	日本円	8,000	5,620.00	44,960,000	6,070.00	48,560,000	1.41
11	日本	株式	信越化学工業	化学	日本円	8,000	5,610.00	44,880,000	5,920.00	47,360,000	1.37
12	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	日本円	8,000	5,400.00	43,200,000	5,550.00	44,400,000	1.29
13	日本	株式	テルモ	精密機器	日本円	8,000	4,810.00	38,480,000	5,350.00	42,800,000	1.24
14	日本	株式	日東電工	化学	日本円	8,000	5,110.00	40,880,000	5,210.00	41,680,000	1.21
15	日本	株式	デンソー	輸送用機器	日本円	8,000	4,675.00	37,400,000	5,130.00	41,040,000	1.19
16	日本	株式	キヤノン	電気機器	日本円	12,000	3,095.00	37,140,000	3,410.00	40,920,000	1.18
17	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	日本円	8,000	4,705.00	37,640,000	4,975.00	39,800,000	1.15
18	日本	株式	住友不動産	不動産業	日本円	8,000	4,580.00	36,640,000	4,855.00	38,840,000	1.12
19	日本	株式	T D K	電気機器	日本円	8,000	4,225.00	33,800,000	4,780.00	38,240,000	1.11
20	日本	株式	電通	サービス業	日本円	8,000	3,655.00	29,240,000	4,260.00	34,080,000	0.99
21	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	日本円	8,000	3,560.00	28,480,000	4,010.00	32,080,000	0.93
22	日本	株式	エーザイ	医薬品	日本円	8,000	3,915.00	31,320,000	4,000.00	32,000,000	0.93
23	日本	株式	日揮	建設業	日本円	8,000	3,700.00	29,600,000	3,815.00	30,520,000	0.88
24	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	日本円	8,000	3,575.00	28,600,000	3,770.00	30,160,000	0.87
25	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	日本円	8,000	3,365.00	26,920,000	3,750.00	30,000,000	0.87
26	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	日本円	8,000	3,285.00	26,280,000	3,685.00	29,480,000	0.85
27	日本	株式	三井不動産	不動産業	日本円	8,000	3,210.00	25,680,000	3,475.00	27,800,000	0.80
28	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	日本円	8,000	3,480.00	27,840,000	3,460.00	27,680,000	0.80
29	日本	株式	オリンパス	精密機器	日本円	8,000	3,110.00	24,880,000	3,445.00	27,560,000	0.80
30	日本	株式	花王	化学	日本円	8,000	3,195.00	25,560,000	3,365.00	26,920,000	0.78

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

（平成25年11月29日現在）

国内 / 外国	種類	業種	投資比率（ % ）
国内	株式	水産・農林業	0.09
		鉱業	0.11
		建設業	2.77
		食料品	3.86
		繊維製品	0.49
		パルプ・紙	0.26
		化学	6.37
		医薬品	5.64
		石油・石炭製品	0.38
		ゴム製品	1.11
		ガラス・土石製品	1.55
		鉄鋼	0.29
		非鉄金属	1.41
		金属製品	0.52
		機械	4.81
		電気機器	15.21
		輸送用機器	6.99
		精密機器	2.67
		その他製品	0.81
		電気・ガス業	0.28
		陸運業	2.09
		海運業	0.23
		空運業	0.04
		倉庫・運輸関連業	0.37
		情報・通信業	11.45
		卸売業	2.18
		小売業	11.37
		銀行業	1.24
		証券、商品先物取引業	0.69
		保険業	0.93
		その他金融業	0.66
		不動産業	3.13
		サービス業	2.62
合計			92.80

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（平成25年11月29日現在）

取引所	種類 / 名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
大阪証券取引所	先物取引 日経平均株価先物取引 （2013年12月限）買建	213,750,000	236,100,000	6.86

（注1）時価の算定方法

先物取引

国内先物取引については、当該取引所の発表する計算日の清算値段で評価しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年11月29日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17期（平成16年11月 8日）	4,341	4,341	3,836	3,836
第18期（平成17年11月 7日）	4,931	4,936	4,866	4,871
第19期（平成18年11月 7日）	5,313	5,317	5,642	5,647
第20期（平成19年11月 7日）	4,684	4,688	5,511	5,516
第21期（平成20年11月 7日）	2,486	2,490	2,942	2,947
第22期（平成21年11月 9日）	2,706	2,710	3,357	3,362
第23期（平成22年11月 8日）	2,543	2,547	3,330	3,335
第24期（平成23年11月 7日）	2,188	2,192	3,007	3,012
第25期（平成24年11月 7日）	2,112	2,115	3,086	3,091
第26期（平成25年11月 7日）	3,111	3,114	4,894	4,899
平成24年11月末日	2,220	—	3,248	—
12月末日	2,421	—	3,572	—
平成25年 1月末日	2,576	—	3,819	—
2月末日	2,655	—	3,965	—
3月末日	2,853	—	4,275	—
4月末日	3,145	—	4,772	—
5月末日	3,099	—	4,734	—
6月末日	3,061	—	4,703	—
7月末日	3,031	—	4,690	—
8月末日	2,952	—	4,590	—
9月末日	3,185	—	4,983	—
10月末日	3,138	—	4,932	—
11月末日	3,372	—	5,381	—

（注）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第17期	自 平成15年11月 8日 至 平成16年11月 8日	0
第18期	自 平成16年11月 9日 至 平成17年11月 7日	5
第19期	自 平成17年11月 8日 至 平成18年11月 7日	5
第20期	自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	5
第21期	自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日	5
第22期	自 平成20年11月 8日 至 平成21年11月 9日	5
第23期	自 平成21年11月10日 至 平成22年11月 8日	5
第24期	自 平成22年11月 9日 至 平成23年11月 7日	5
第25期	自 平成23年11月 8日 至 平成24年11月 7日	5
第26期	自 平成24年11月 8日 至 平成25年11月 7日	5

【収益率の推移】

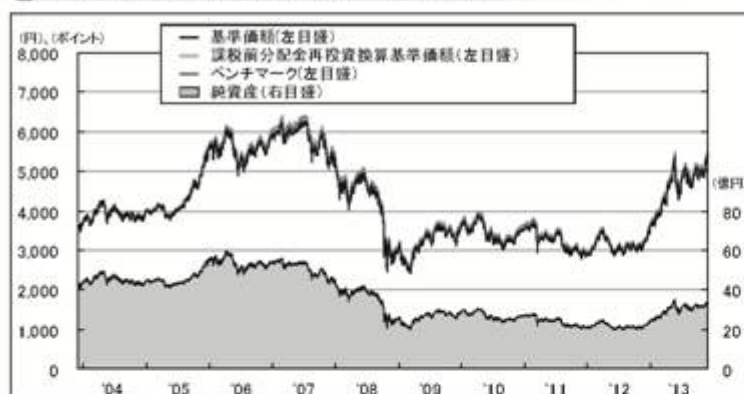
期	計算期間	収益率（％）
第17期	自 平成15年11月 8日 至 平成16年11月 8日	2.7
第18期	自 平成16年11月 9日 至 平成17年11月 7日	27.0
第19期	自 平成17年11月 8日 至 平成18年11月 7日	16.1
第20期	自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	2.2
第21期	自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日	46.5
第22期	自 平成20年11月 8日 至 平成21年11月 9日	14.3
第23期	自 平成21年11月10日 至 平成22年11月 8日	0.7
第24期	自 平成22年11月 9日 至 平成23年11月 7日	9.5
第25期	自 平成23年11月 8日 至 平成24年11月 7日	2.8
第26期	自 平成24年11月 8日 至 平成25年11月 7日	58.7
	自 平成25年11月 8日 至 平成25年11月29日	10.0

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

（ご参考）その他の運用実績

2013年11月29日現在

● 基準価額・純資産の推移（過去10年間）



※基準価額、課税前分配金再投資換算基準価額およびベンチマークは2003年11月末を起点として表示。

※課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している2003年11月末以降の基準価額に、同年同月末以降の各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

※ベンチマークは日経平均株価（出所：QUICK）のデータに基づき、2003年11月末の基準価額と等しくして国際投信投資顧問が指数化し計算したものです。

● 分配の推移（1万口当たり、課税前）

2013年11月	5円
2012年11月	5円
2011年11月	5円
2010年11月	5円
2009年11月	5円
設定来累計	185円

● 基準価額・純資産

項目	金額
基準価額	5,381円
ベンチマーク	5,502ポイント
純資産	33.7億円

● 主要な資産の状況

※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。

主要な組入銘柄（評価額上位）

	銘柄名	業 種	比率(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	9.0
2	ソフトバンク	情報・通信業	5.8
3	ファナック	電気機器	4.0
4	KDDI	情報・通信業	3.0
5	京セラ	電気機器	2.5
6	本田技研工業	輸送用機器	2.0
7	ダイキン工業	機械	1.5
8	トヨタ自動車	輸送用機器	1.5
9	セコム	サービス業	1.5
10	アステラス製薬	医薬品	1.4

業種別組入比率

業 種	比率(%)
電気機器	15.2
情報・通信業	11.5
小売業	11.4
輸送用機器	7.0
化学	6.4
医薬品	5.7
機械	4.8
食料品	3.9
不動産業	3.1
建設業	2.8
その他業種	21.2
合 計	92.9

資産構成

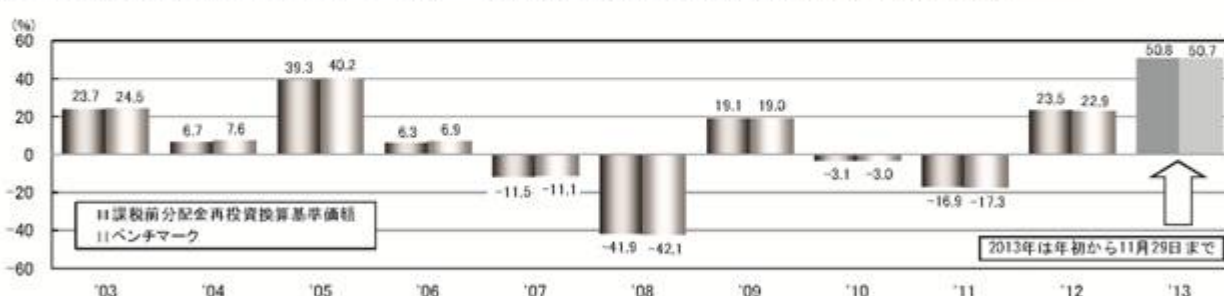
内 訳	比率(%)
株式	92.9
株価指数先物等	6.9
現金等	7.1
合 計	—

(注1) 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

(注2) 先物の建玉がある場合は、合計額を表示していません。

● 年間収益率の推移(暦年ベース)

※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



※課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

注記事項

・当ファンドは日経平均株価をベンチマークとします。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第17期	自 平成15年11月 8日 至 平成16年11月 8日	591,158,387	1,048,492,233	11,316,739,629
第18期	自 平成16年11月 9日 至 平成17年11月 7日	346,956,169	1,530,779,216	10,132,916,582
第19期	自 平成17年11月 8日 至 平成18年11月 7日	125,397,744	841,220,717	9,417,093,609
第20期	自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	117,916,603	1,034,385,978	8,500,624,234
第21期	自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日	690,385,396	738,670,593	8,452,339,037
第22期	自 平成20年11月 8日 至 平成21年11月 9日	94,788,527	483,616,281	8,063,511,283
第23期	自 平成21年11月10日 至 平成22年11月 8日	69,672,110	494,186,059	7,638,997,334
第24期	自 平成22年11月 9日 至 平成23年11月 7日	60,946,138	419,830,406	7,280,113,066
第25期	自 平成23年11月 8日 至 平成24年11月 7日	49,672,226	484,119,061	6,845,666,231
第26期	自 平成24年11月 8日 至 平成25年11月 7日	39,037,443	528,101,404	6,356,602,270
	自 平成25年11月 8日 至 平成25年11月29日	7,734,930	96,746,953	6,267,590,247

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- (1) 申込単位
1口単位（当初元本1口＝1円）
- (2) 申込手数料
かかりません。
- (3) 申込代金
取得申込みの受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額
- (4) 払込期日
取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の基準価額とします。
- ・ 販売会社によっては、買取りを取扱う場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。
換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- (1) 解約単位
1口単位（当初元本1口＝1円）
- (2) 解約価額

解約の受付日の基準価額

(3) 解約手数料

かかりません。

(4) 信託財産留保額

ありません。

(5) 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して4営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a．マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b．国内株式

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

昭和62年11月27日以降、無期限とします。

(4)【計算期間】

毎年11月8日から翌年11月7日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. c. から e. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. から e. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して4営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（平成24年11月8日から平成25年11月7日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【インデックス・タイプ（ミリオン）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25期計算期間末 平成24年11月 7 日現在	第26期計算期間末 平成25年11月 7 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,359,942	27,717,071
親投資信託受益証券	2,114,182,203	3,112,312,518
未収利息	42	38
流動資産合計	2,133,542,187	3,140,029,627
資産合計	2,133,542,187	3,140,029,627
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,422,833	3,178,301
未払解約金	-	39,496
未払受託者報酬	887,366	1,324,682
未払委託者報酬	16,305,259	24,340,953
その他未払費用	44,303	66,166
流動負債合計	20,659,761	28,949,598
負債合計	20,659,761	28,949,598
純資産の部		
元本等		
元本	6,845,666,231	6,356,602,270
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,732,783,805	3,245,522,241
（分配準備積立金）	139,987,896	170,181,275
元本等合計	2,112,882,426	3,111,080,029
純資産合計	2,112,882,426	3,111,080,029
負債純資産合計	2,133,542,187	3,140,029,627

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期計算期間 自 平成23年11月 8 日 至 平成24年11月 7 日	第26期計算期間 自 平成24年11月 8 日 至 平成25年11月 7 日
営業収益		
受取利息	8,978	8,355
有価証券売買等損益	99,218,306	1,264,192,702
営業収益合計	99,227,284	1,264,201,057
営業費用		
受託者報酬	1,818,079	2,405,465
委託者報酬	33,407,109	44,200,258
その他費用	90,775	120,151
営業費用合計	35,315,963	46,725,874
営業利益又は営業損失（ ）	63,911,321	1,217,475,183
経常利益又は経常損失（ ）	63,911,321	1,217,475,183
当期純利益又は当期純損失（ ）	63,911,321	1,217,475,183
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,947,636	68,628,821
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,091,274,615	4,732,783,805
剰余金増加額又は欠損金減少額	338,565,553	364,998,995
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	338,565,553	364,998,995
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,615,595	23,405,492
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,615,595	23,405,492
分配金	3,422,833	3,178,301
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,732,783,805	3,245,522,241

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第26期計算期間 自 平成24年11月 8日 至 平成25年11月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第25期計算期間末 (平成24年11月 7日現在)	第26期計算期間末 (平成25年11月 7日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,845,666,231口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,356,602,270口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 4,732,783,805円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,245,522,241円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.3086円 (1万口当たりの純資産額 3,086円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.4894円 (1万口当たりの純資産額 4,894円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第25期計算期間 自 平成23年11月 8日 至 平成24年11月 7日	第26期計算期間 自 平成24年11月 8日 至 平成25年11月 7日																																								
分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 1,040,106,641円(1 万口当たり1,519.35円) のうち、3,422,833円(1 万口当たり5.00円) を分配金額としております。 <table> <tr> <th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 27,500,778円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B 0円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 896,695,912円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 115,909,951円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A + B + C + D 1,040,106,641円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 6,845,666,231口</td></tr> <tr> <td>1 万口当たりの収益分配対象額</td><td>$G = 10,000 \times E / F$ 1,519.35円</td></tr> <tr> <td>1 万口当たりの分配額</td><td>H 5.00円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>$I = F \times H / 10,000$ 3,422,833円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 27,500,778円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	収益調整金額	C 896,695,912円	分配準備積立金額	D 115,909,951円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1,040,106,641円	当ファンドの期末残存口数	F 6,845,666,231口	1 万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,519.35円	1 万口当たりの分配額	H 5.00円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 3,422,833円	分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 1,006,764,822円(1 万口当たり1,583.79円) のうち、3,178,301円(1 万口当たり5.00円) を分配金額としております。 <table> <tr> <th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 44,131,082円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B 0円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 833,405,246円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 129,228,494円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A + B + C + D 1,006,764,822円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 6,356,602,270口</td></tr> <tr> <td>1 万口当たりの収益分配対象額</td><td>$G = 10,000 \times E / F$ 1,583.79円</td></tr> <tr> <td>1 万口当たりの分配額</td><td>H 5.00円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>$I = F \times H / 10,000$ 3,178,301円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 44,131,082円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	収益調整金額	C 833,405,246円	分配準備積立金額	D 129,228,494円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1,006,764,822円	当ファンドの期末残存口数	F 6,356,602,270口	1 万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,583.79円	1 万口当たりの分配額	H 5.00円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 3,178,301円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 27,500,778円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円																																								
収益調整金額	C 896,695,912円																																								
分配準備積立金額	D 115,909,951円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1,040,106,641円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 6,845,666,231口																																								
1 万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,519.35円																																								
1 万口当たりの分配額	H 5.00円																																								
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 3,422,833円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 44,131,082円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円																																								
収益調整金額	C 833,405,246円																																								
分配準備積立金額	D 129,228,494円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1,006,764,822円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 6,356,602,270口																																								
1 万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,583.79円																																								
1 万口当たりの分配額	H 5.00円																																								
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 3,178,301円																																								

（金融商品に関する注記）

第25期計算期間 自 平成23年11月 8日 至 平成24年11月 7日	第26期計算期間 自 平成24年11月 8日 至 平成25年11月 7日
1．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、株価値変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 2．金融商品の時価等に関する事項	1．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左 市場リスクの管理 同左 信用リスクの管理 同左 流動性リスクの管理 同左 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左 2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 (2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第25期計算期間 自 平成23年11月 8日 至 平成24年11月 7日	第26期計算期間 自 平成24年11月 8日 至 平成25年11月 7日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第26期計算期間 自 平成24年11月 8日 至 平成25年11月 7日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第25期計算期間末 (平成24年11月 7日現在)	第26期計算期間末 (平成25年11月 7日現在)
期首元本額 7,280,113,066円	期首元本額 6,845,666,231円
期中追加設定元本額 49,672,226円	期中追加設定元本額 39,037,443円
期中一部解約元本額 484,119,061円	期中一部解約元本額 528,101,404円

2 有価証券関係

第25期計算期間末 (平成24年11月 7日現在)	第26期計算期間末 (平成25年11月 7日現在)												
売買目的有価証券 <table> <tr> <th>種類</th><th>当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)</th></tr> <tr> <td>親投資信託受益証券</td><td>108,530,913</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>108,530,913</td></tr> </table>	種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	親投資信託受益証券	108,530,913	合計	108,530,913	売買目的有価証券 <table> <tr> <th>種類</th><th>当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)</th></tr> <tr> <td>親投資信託受益証券</td><td>1,187,905,540</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,187,905,540</td></tr> </table>	種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	親投資信託受益証券	1,187,905,540	合計	1,187,905,540
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)												
親投資信託受益証券	108,530,913												
合計	108,530,913												
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)												
親投資信託受益証券	1,187,905,540												
合計	1,187,905,540												

3 デリバティブ取引関係

第25期計算期間末 (平成24年11月 7日現在)	第26期計算期間末 (平成25年11月 7日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成25年11月 7日現在

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ミリオン・インデックス・マザーファンド	3,959,685,138	3,112,312,518	
親投資信託受益証券 合計		3,959,685,138	3,112,312,518	
合計			3,112,312,518	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ミリオン・インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「ミリオン・インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成25年11月 7日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	254,340,030
株式	2,900,324,400
未収配当金	18,338,400
未収利息	349
差入委託証拠金	2,178,000
流動資産合計	3,175,181,179
資産合計	3,175,181,179
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,996,900
流動負債合計	3,996,900
負債合計	3,996,900
純資産の部	
元本等	
元本	4,034,616,832
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	863,432,553
元本等合計	3,171,184,279
純資産合計	3,171,184,279
負債純資産合計	3,175,181,179

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成24年11月 8日 至 平成25年11月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(2) 先物取引 国内先物取引については、当該取引所の発表する計算日の清算値段で評価しております。 (1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（金融商品に関する注記）

自 平成24年11月 8日
至 平成25年11月 7日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。また、当親投資信託は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

株式

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

派生商品評価勘定

「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

(平成25年11月 7日現在)					
取引の時価等に関する事項 デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益					
区分	種類	(平成25年11月 7日現在)			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	先物取引				
	株価指数先物取引 買建	260,478,000	—	256,500,000	3,996,900
合計		260,478,000	—	256,500,000	3,996,900
(注)時価の算定方法 先物取引 国内先物取引については、当該取引所の発表する計算日の清算値段で評価しております。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。					

（その他の注記）

項目	(平成25年11月 7日現在)
1. 担保に供されている資産 先物取引証拠金の代用として差し入れている資産は次の通りであります。 株式	160,960,000円
2. 元本の増減 期首元本額	4,453,134,932円
期中追加設定元本額	13,979,450円
期中一部解約元本額	432,497,550円
期末元本額	4,034,616,832円
3. 元本の内訳() インデックス・タイプ	3,959,685,138円
バランス・タイプ	74,931,694円
4. 元本の欠損	863,432,553円
5. 期末における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額	0.786円
(1千口当たりの純資産額)	(786円)

（ ）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

平成25年11月 7日現在

銘柄	株式数（株）	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日本水産	8,000	209.00	1,672,000	
マルハニチロホールディングス	8,000	180.00	1,440,000	
国際石油開発帝石	3,200	1,153.00	3,689,600	
コムシスホールディングス	8,000	1,346.00	10,768,000	
大成建設	8,000	492.00	3,936,000	
大林組	8,000	612.00	4,896,000	
清水建設	8,000	492.00	3,936,000	
鹿島建設	8,000	413.00	3,304,000	
大和ハウス工業	8,000	1,891.00	15,128,000	
積水ハウス	8,000	1,356.00	10,848,000	
日揮	8,000	3,700.00	29,600,000	
千代田化工建設	8,000	1,213.00	9,704,000	
日清製粉グループ本社	8,000	1,030.00	8,240,000	
明治ホールディングス	800	5,420.00	4,336,000	
日本ハム	8,000	1,482.00	11,856,000	
サッポロホールディングス	8,000	432.00	3,456,000	
アサヒグループホールディングス	8,000	2,726.00	21,808,000	
麒麟ホールディングス	8,000	1,448.00	11,584,000	
宝ホールディングス	8,000	924.00	7,392,000	
キッコーマン	8,000	1,830.00	14,640,000	
味の素	8,000	1,374.00	10,992,000	
ニチレイ	8,000	503.00	4,024,000	
日本たばこ産業	8,000	3,480.00	27,840,000	
東洋紡	8,000	185.00	1,480,000	
ユニチカ	8,000	61.00	488,000	
日清紡ホールディングス	8,000	794.00	6,352,000	
帝人	8,000	211.00	1,688,000	
東レ	8,000	647.00	5,176,000	
王子ホールディングス	8,000	438.00	3,504,000	
日本製紙	800	1,699.00	1,359,200	
北越紀州製紙	8,000	436.00	3,488,000	
クラレ	8,000	1,158.00	9,264,000	
旭化成	8,000	750.00	6,000,000	

昭和電工	8,000	136.00	1,088,000	
住友化学	8,000	364.00	2,912,000	
日産化学工業	8,000	1,527.00	12,216,000	
日本曹達	8,000	604.00	4,832,000	
東ソー	8,000	406.00	3,248,000	
トクヤマ	8,000	387.00	3,096,000	
電気化学工業	8,000	408.00	3,264,000	
信越化学工業	8,000	5,610.00	44,880,000	
三井化学	8,000	228.00	1,824,000	
三菱ケミカルホールディングス	4,000	445.00	1,780,000	
宇部興産	8,000	195.00	1,560,000	
日本化薬	8,000	1,355.00	10,840,000	
花王	8,000	3,195.00	25,560,000	
富士フイルムホールディングス	8,000	2,431.00	19,448,000	
資生堂	8,000	1,678.00	13,424,000	
日東電工	8,000	5,110.00	40,880,000	
協和発酵キリン	8,000	1,060.00	8,480,000	
武田薬品工業	8,000	4,705.00	37,640,000	
アステラス製薬	8,000	5,620.00	44,960,000	
大日本住友製薬	8,000	1,344.00	10,752,000	
塩野義製薬	8,000	2,185.00	17,480,000	
中外製薬	8,000	2,246.00	17,968,000	
エーザイ	8,000	3,915.00	31,320,000	
第一三共	8,000	1,872.00	14,976,000	
昭和シェル石油	8,000	1,030.00	8,240,000	
J Xホールディングス	8,000	508.00	4,064,000	
横浜ゴム	8,000	946.00	7,568,000	
ブリヂストン	8,000	3,365.00	26,920,000	
日東紡績	8,000	459.00	3,672,000	
旭硝子	8,000	601.00	4,808,000	
日本板硝子	8,000	124.00	992,000	
日本電気硝子	12,000	512.00	6,144,000	
住友大阪セメント	8,000	394.00	3,152,000	
太平洋セメント	8,000	415.00	3,320,000	
東海カーボン	8,000	322.00	2,576,000	
T O T O	8,000	1,391.00	11,128,000	
日本碍子	8,000	1,633.00	13,064,000	
新日鐵住金	8,000	317.00	2,536,000	

神戸製鋼所	8,000	168.00	1,344,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	800	2,200.00	1,760,000	
日新製鋼ホールディングス	800	1,312.00	1,049,600	
大平洋金属	8,000	360.00	2,880,000	
日本軽金属ホールディングス	8,000	139.00	1,112,000	
三井金属鉱業	8,000	255.00	2,040,000	
東邦亜鉛	8,000	290.00	2,320,000	
三菱マテリアル	8,000	381.00	3,048,000	
住友金属鉱山	8,000	1,350.00	10,800,000	
DOWAホールディングス	8,000	913.00	7,304,000	
古河機械金属	8,000	199.00	1,592,000	
古河電気工業	8,000	240.00	1,920,000	
住友電気工業	8,000	1,452.00	11,616,000	
フジクラ	8,000	440.00	3,520,000	
SUMCO	800	837.00	669,600	
東洋製罐グループホールディングス	8,000	1,950.00	15,600,000	
日本製鋼所	8,000	515.00	4,120,000	
オークマ	8,000	851.00	6,808,000	
アマダ	8,000	845.00	6,760,000	
小松製作所	8,000	2,093.00	16,744,000	
住友重機械工業	8,000	453.00	3,624,000	
日立建機	8,000	2,019.00	16,152,000	
クボタ	8,000	1,529.00	12,232,000	
荏原製作所	8,000	517.00	4,136,000	
ダイキン工業	8,000	5,830.00	46,640,000	
日本精工	8,000	1,009.00	8,072,000	
NTN	8,000	419.00	3,352,000	
ジェイテクト	8,000	1,234.00	9,872,000	
日立造船	1,600	773.00	1,236,800	
三菱重工業	8,000	625.00	5,000,000	
IHI	8,000	399.00	3,192,000	
コニカミノルタ	8,000	854.00	6,832,000	
ミネベア	8,000	626.00	5,008,000	
日立製作所	8,000	682.00	5,456,000	
東芝	8,000	411.00	3,288,000	
三菱電機	8,000	1,092.00	8,736,000	
富士電機	8,000	437.00	3,496,000	

安川電機	8,000	1,251.00	10,008,000	
明電舎	8,000	357.00	2,856,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	8,000	576.00	4,608,000	
日本電気	8,000	217.00	1,736,000	
富士通	8,000	428.00	3,424,000	
沖電気工業	8,000	221.00	1,768,000	
パナソニック	8,000	1,020.00	8,160,000	
シャープ	8,000	288.00	2,304,000	
ソニー	8,000	1,694.00	13,552,000	
T D K	8,000	4,225.00	33,800,000	
ミツミ電機	8,000	678.00	5,424,000	
アルプス電気	8,000	896.00	7,168,000	
パイオニア	8,000	172.00	1,376,000	
横河電機	8,000	1,278.00	10,224,000	
アドバンテスト	16,000	1,106.00	17,696,000	
カシオ計算機	8,000	925.00	7,400,000	
ファナック	8,000	15,310.00	122,480,000	
京セラ	16,000	4,920.00	78,720,000	
太陽誘電	8,000	1,216.00	9,728,000	
大日本スクリーン製造	8,000	497.00	3,976,000	
キヤノン	12,000	3,095.00	37,140,000	
リコー	8,000	1,009.00	8,072,000	
東京エレクトロン	8,000	5,400.00	43,200,000	
デンソー	8,000	4,675.00	37,400,000	
三井造船	8,000	187.00	1,496,000	
川崎重工業	8,000	394.00	3,152,000	
日産自動車	8,000	887.00	7,096,000	
いすゞ自動車	8,000	604.00	4,832,000	
トヨタ自動車	8,000	6,270.00	50,160,000	
日野自動車	8,000	1,318.00	10,544,000	
三菱自動車工業	800	1,099.00	879,200	
マツダ	8,000	428.00	3,424,000	
本田技研工業	16,000	3,900.00	62,400,000	
スズキ	8,000	2,468.00	19,744,000	
富士重工業	8,000	2,660.00	21,280,000	
テルモ	8,000	4,810.00	38,480,000	
ニコン	8,000	1,790.00	14,320,000	
オリンパス	8,000	3,110.00	24,880,000	

シチズンホールディングス	8,000	687.00	5,496,000	
凸版印刷	8,000	765.00	6,120,000	
大日本印刷	8,000	1,015.00	8,120,000	
ヤマハ	8,000	1,425.00	11,400,000	
東京電力	800	526.00	420,800	
中部電力	800	1,403.00	1,122,400	
関西電力	800	1,186.00	948,800	
東京瓦斯	8,000	507.00	4,056,000	
大阪瓦斯	8,000	401.00	3,208,000	
東武鉄道	8,000	497.00	3,976,000	
東京急行電鉄	8,000	651.00	5,208,000	
小田急電鉄	8,000	927.00	7,416,000	
京王電鉄	8,000	668.00	5,344,000	
京成電鉄	8,000	998.00	7,984,000	
東日本旅客鉄道	800	8,410.00	6,728,000	
西日本旅客鉄道	800	4,395.00	3,516,000	
東海旅客鉄道	800	12,330.00	9,864,000	
日本通運	8,000	486.00	3,888,000	
ヤマトホールディングス	8,000	2,066.00	16,528,000	
日本郵船	8,000	299.00	2,392,000	
商船三井	8,000	412.00	3,296,000	
川崎汽船	8,000	224.00	1,792,000	
A N Aホールディングス	8,000	211.00	1,688,000	
三菱倉庫	8,000	1,277.00	10,216,000	
ヤフー	3,200	464.00	1,484,800	
トレンドマイクロ	8,000	3,560.00	28,480,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	800	556.00	444,800	
日本電信電話	800	5,090.00	4,072,000	
K D D I	16,000	5,490.00	87,840,000	
N T T ドコモ	800	1,552.00	1,241,600	
東宝	800	2,103.00	1,682,400	
エヌ・ティ・ティ・データ	8,000	3,285.00	26,280,000	
コナミ	8,000	2,434.00	19,472,000	
ソフトバンク	24,000	7,480.00	179,520,000	
双日	800	189.00	151,200	
伊藤忠商事	8,000	1,223.00	9,784,000	
丸紅	8,000	763.00	6,104,000	
豊田通商	8,000	2,436.00	19,488,000	

三井物産	8,000	1,364.00	10,912,000	
住友商事	8,000	1,241.00	9,928,000	
三菱商事	8,000	1,968.00	15,744,000	
J．フロント リテイリング	8,000	735.00	5,880,000	
三越伊勢丹ホールディングス	8,000	1,470.00	11,760,000	
セブン&アイ・ホールディングス	8,000	3,575.00	28,600,000	
高島屋	8,000	927.00	7,416,000	
丸井グループ	8,000	905.00	7,240,000	
イオン	8,000	1,317.00	10,536,000	
ユニーグループ・ホールディングス	8,000	611.00	4,888,000	
ファーストリテイリング	8,000	31,750.00	254,000,000	
新生銀行	8,000	221.00	1,768,000	
あおぞら銀行	8,000	282.00	2,256,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	8,000	616.00	4,928,000	
りそなホールディングス	800	501.00	400,800	
三井住友トラスト・ホールディングス	8,000	467.00	3,736,000	
三井住友フィナンシャルグループ	800	4,700.00	3,760,000	
千葉銀行	8,000	696.00	5,568,000	
横浜銀行	8,000	547.00	4,376,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	8,000	441.00	3,528,000	
静岡銀行	8,000	1,094.00	8,752,000	
みずほフィナンシャルグループ	8,000	205.00	1,640,000	
大和証券グループ本社	8,000	897.00	7,176,000	
野村ホールディングス	8,000	724.00	5,792,000	
松井証券	8,000	1,039.00	8,312,000	
NK S Jホールディングス	2,000	2,503.00	5,006,000	
MS & A Dインシュアランスグループ ホール	2,400	2,514.00	6,033,600	
ソニーフィナンシャルホールディングス	1,600	1,760.00	2,816,000	
第一生命保険	800	1,390.00	1,112,000	
東京海上ホールディングス	4,000	3,140.00	12,560,000	
T & Dホールディングス	1,600	1,187.00	1,899,200	
クレディセゾン	8,000	2,575.00	20,600,000	
東急不動産ホールディングス	8,000	943.00	7,544,000	
三井不動産	8,000	3,210.00	25,680,000	
三菱地所	8,000	2,768.00	22,144,000	
平和不動産	1,600	1,680.00	2,688,000	
東京建物	8,000	918.00	7,344,000	

住友不動産	8,000	4,580.00	36,640,000	
電通	8,000	3,655.00	29,240,000	
東京ドーム	8,000	676.00	5,408,000	
セコム	8,000	5,900.00	47,200,000	
合 計			2,900,324,400	

(注1)備考欄の は、委託証拠金代用有価証券として下記の株式数を差し入れていることを表しております。

銘柄	株式数（株）
ファナック	2,000
K D D I	4,000
ソフトバンク	6,000
ファーストリテイリング	2,000

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年11月29日現在）

資産総額	3,381,850,942 円
負債総額	9,430,006 円
純資産総額（ - ）	3,372,420,936 円
発行済数量	6,267,590,247 口
1 単位（1 万口）当たり純資産額（ / ）	5,381 円

（参考）ミリオン・インデックス・マザーファンド 純資産額計算書

（平成25年11月29日現在）

資産総額	3,440,255,492 円
負債総額	— 円
純資産総額（ - ）	3,440,255,492 円
発行済数量	3,976,500,764 口
1 単位（1 千口）当たり純資産額（ / ）	865 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 投資信託受益証券の名義書換等
該当事項はありません。
- 2 受益者等名簿
該当事項はありません。
- 3 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限
該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年11月末現在：26億 8 千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、ファンドの運用方針等を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類			本数（本）	純資産総額（百万円）
公募	株式投資信託	単位型	9	61,671
		追加型	160	2,780,605
	公社債投資信託	単位型	0	0
		追加型	3	711,647
私募	証券投資信託		9	34,827
合計			181	3,588,749

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表並びに第17期事業年度に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第15期 （平成24年３月31日現在）		第16期 （平成25年３月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金			645,924		1,113,625
有価証券			19,788,098		22,629,840
前払費用			68,093		70,206
未収委託者報酬			1,711,607		2,035,613
未収収益			323,851		291,256
繰延税金資産			310,314		312,646
その他			103,911		52,373
流動資産計			22,951,799		26,505,562
固定資産					
有形固定資産			598,542		545,163
建物	1	256,595		225,325	
器具備品	1	155,252		133,837	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	694		-	
無形固定資産			1,357,447		1,187,321
ソフトウェア		1,357,131		1,187,066	
その他		316		255	
投資その他の資産			62,559,102		62,969,324
投資有価証券		61,686,303		62,225,684	
従業員貸付金		10,675		7,075	
長期差入保証金		513,691		479,806	
繰延税金資産		267,493		94,324	
その他		151,739		233,233	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			64,515,092		64,701,809
資産合計			87,466,891		91,207,372

		第15期 （平成24年3月31日現在）		第16期 （平成25年3月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
リース債務			728		-
預り金			41,408		40,477
未払金			773,635		909,876
未払収益分配金		1,252		1,003	
未払償還金		66,827		64,231	
未払手数料		678,718		805,515	
その他未払金		26,836		39,126	
未払費用			527,731		667,583
未払法人税等			2,247,333		1,914,256
賞与引当金			365,763		421,019
役員賞与引当金			54,000		60,000
流動負債計			4,010,601		4,013,213
固定負債					
時効後支払損引当金			17,096		843
退職給付引当金			586,157		574,934
役員退職慰労引当金			258,300		177,090
固定負債計			861,554		752,868
負債合計			4,872,156		4,766,081
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			79,031,005		82,474,853
その他利益剰余金		79,031,005		82,474,853	
繰越利益剰余金		79,031,005		82,474,853	
自己株式			48,261		50,310
株主資本合計			82,332,743		85,774,543
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			261,991		666,747
評価・換算差額等合計			261,991		666,747
純資産合計			82,594,735		86,441,290
負債・純資産合計			87,466,891		91,207,372

（２）【損益計算書】

		第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日		第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			42,241,566		33,537,852
投資顧問料			758,202		681,182
営業収益計			42,999,769		34,219,035
営業費用					
支払手数料			17,339,069		13,214,038
広告宣伝費			421,174		314,806
公告費			1,040		3,580
調査費			4,260,668		3,704,187
調査費		688,508		662,474	
委託調査費		3,572,159		3,041,712	
委託計算費			389,943		393,719
営業雑経費			654,595		652,259
通信費		107,705		109,548	
印刷費		500,668		504,000	
協会費		36,089		30,411	
諸会費		3,849		3,881	
諸経費		6,283		4,418	
営業費用計			23,066,491		18,282,591
一般管理費					
給料			3,431,770		3,336,898
役員報酬		200,295		212,725	
給与・手当		2,878,932		2,823,001	
賞与		352,543		301,171	
賞与引当金繰入			365,763		421,019
役員賞与引当金繰入			54,000		60,000
福利厚生費			452,347		454,574
交際費			44,423		40,778
旅費交通費			187,899		184,540
租税公課			109,098		98,000

		第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日		第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			597,677		592,927
退職給付費用			234,629		234,100
役員退職慰労引当金 繰入			70,280		93,220
固定資産減価償却費			726,395		678,955
諸経費			1,376,509		1,581,071
一般管理費計			7,650,794		7,776,086
営業利益			12,282,483		8,160,357
営業外収益					
受取配当金			2,433		3,091
有価証券利息			535,366		476,953
受取利息			1,059		574
時効成立分配金・償 還金			934		7,728
その他			28,794		37,867
営業外収益計			568,587		526,215
営業外費用					
投資有価証券売却損	1		95,889		-
その他			23,280		12,430
営業外費用計			119,169		12,430
経常利益			12,731,901		8,674,143
特別利益					
投資有価証券売却益			11,814		-
特別利益計			11,814		-
特別損失					
投資有価証券売却損			5,519		-
投資有価証券評価減			8,986		18,250
固定資産除却損			19,828		9,200
特別損失計			34,334		27,450
税引前当期純利益			12,709,381		8,646,692
法人税、住民税 及び事業税			5,101,265		3,281,643
法人税等調整額			183,253		37,924
当期純利益			7,424,862		5,327,124

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	101,609,762	79,031,005
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
当期変動額合計	22,578,757	3,443,848
当期末残高	79,031,005	82,474,853
利益剰余金合計		
当期首残高	101,609,762	79,031,005
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
当期変動額合計	22,578,757	3,443,848
当期末残高	79,031,005	82,474,853
自己株式		
当期首残高	45,329	48,261
当期変動額		
自己株式の取得	2,932	2,049
当期変動額合計	2,932	2,049
当期末残高	48,261	50,310

（単位：千円）

	第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
株主資本合計		
当期首残高	104,914,433	82,332,743
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
自己株式の取得	2,932	2,049
当期変動額合計	22,581,689	3,441,799
当期末残高	82,332,743	85,774,543
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	226,349	261,991
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,642	404,755
当期変動額合計	35,642	404,755
当期末残高	261,991	666,747
評価・換算差額等合計		
当期首残高	226,349	261,991
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,642	404,755
当期変動額合計	35,642	404,755
当期末残高	261,991	666,747
純資産合計		
当期首残高	105,140,782	82,594,735
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
自己株式の取得	2,932	2,049
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,642	404,755
当期変動額合計	22,546,047	3,846,555
当期末残高	82,594,735	86,441,290

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（会計方針の変更）

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益計算書等に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

（1）概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正（退職給付見込額の帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）

（2）適用予定日

平成26年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用予定

（3）当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

（貸借対照表関係）

第15期 (平成24年3月31日現在)	第16期 (平成25年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 524,237千円	建物 535,307千円
器具備品 541,609千円	器具備品 542,022千円
リース資産 3,471千円	

（損益計算書関係）

第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1. 当社が運用等を行う投資信託の受益権を解約したことによるものであります。	-----

（株主資本等変動計算書関係）

．第15期（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数 （単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数 （単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	9	0	-	10

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成23年 6 月27日 定時株主総会	普通 株式	30,003百万円	2,310,000円	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成24年 6 月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年 6 月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,883百万円	145,000円	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月28日

．第16期（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数 （単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数 （単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	10	0	-	10

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

３．配当に関する事項

（１）配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年６月27日 定時株主総会	普通株式	1,883百万円	145,000円	平成24年３月31日	平成24年６月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年６月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年６月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	5,324百万円	410,000円	平成25年３月31日	平成25年６月26日

（リース取引関係）

第15期 （平成24年３月31日現在）	第16期 （平成25年３月31日現在）
借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 546,428千円 1年超 933,561千円 合計 1,479,989千円	借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 569,185千円 1年超 472,256千円 合計 1,041,441千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

第15期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	645,924	645,924	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	7,103,544	7,111,072	7,527
其他有価証券	74,240,027	74,240,027	-
（３）未収委託者報酬	1,711,607	1,711,607	-
資産計	83,701,103	83,708,631	7,527
（１）未払手数料	678,718	678,718	-
（２）未払法人税等	2,247,333	2,247,333	-
負債計	2,926,052	2,926,052	-

第16期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	1,113,625	1,113,625	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	84,724,694	84,724,694	-
（３）未収委託者報酬	2,035,613	2,035,613	-
資産計	87,873,934	87,873,934	-
（１）未払手数料	805,515	805,515	-
（２）未払法人税等	1,914,256	1,914,256	-
負債計	2,719,772	2,719,772	-

（注1）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

（１）預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第15期 (平成24年3月31日現在)	第16期 (平成25年3月31日現在)
非上場株式(*1)	130,830	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第15期(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	645,924	-	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1) 国債	-	-	-
(2) 社債	3,200,000	-	-
(3) その他	3,900,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	1,500,000	27,700,000	10,200,000
(2) 社債	8,909,200	8,100,000	-
(3) その他	2,202,000	6,850,000	-
未収委託者報酬	1,711,607	-	-
合計	22,068,731	42,650,000	10,200,000

第16期(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	1,113,625	-	-
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	16,000,000	25,500,000	-
(2) 社債	5,700,000	2,400,000	2,200,000
(3) その他	800,000	16,650,000	6,700,000
未収委託者報酬	2,035,613	-	-
合計	25,649,239	44,550,000	8,900,000

（有価証券関係）

．第15期（平成24年3月31日）

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	1,802,119	1,807,716	5,596
	その他	3,901,258	3,915,472	14,213
	小計	5,703,378	5,723,188	19,809
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	1,400,165	1,387,884	12,281
	その他	-	-	-
	小計	1,400,165	1,387,884	12,281
合計		7,103,544	7,111,072	7,527

２．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	45,973	20,927	25,045
	(2) 債券			
	国債	32,119,229	32,032,316	86,912
	社債	15,707,088	15,621,406	85,682
	その他	9,281,508	9,216,014	65,494
	(3) その他	3,231,406	2,988,482	242,924
	小計	60,385,207	59,879,147	506,060
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	9,614	9,614	-
	(2) 債券			
	国債	7,742,191	7,743,808	1,617
	社債	1,482,321	1,509,884	27,563
	その他	-	-	-
	(3) その他	4,620,694	4,767,842	147,148
	小計	13,854,820	14,031,149	176,329
合計		74,240,027	73,910,296	329,730

（注１）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について8,986千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	-	-	-
（２）債券			
国債	17,147,914	11,814	5,519
社債	-	-	-
その他	-	-	-
（３）その他	2,629,438	13	95,889
合計	19,777,352	11,827	101,408

．第16期（平成25年３月31日）

１．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	（１）株式	106,426	30,541	75,884
	（２）債券			
	国債	41,841,292	41,728,505	112,786
	社債	7,668,879	7,642,169	26,709
	その他	17,917,006	17,861,809	55,196
	（３）その他	6,254,812	5,588,927	665,884
	小計	73,788,415	72,851,953	936,461
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	（１）株式	-	-	-
	（２）債券			
	国債	-	-	-
	社債	2,789,789	2,790,586	797
	その他	6,418,718	6,425,967	7,249
	（３）その他	1,727,772	1,788,790	61,018
	小計	10,936,279	11,005,343	69,064
合計		84,724,694	83,857,296	867,397

（注１）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて18,250千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	-	-	-
（２）債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
（３）その他	304,550	2,615	-
合計	304,550	2,615	-

（デリバティブ取引関係）

第15期 （平成24年 3 月31日現在）	第16期 （平成25年 3 月31日現在）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第15期 （平成24年 3 月31日現在）	第16期 （平成25年 3 月31日現在）
繰延税金資産		
投資有価証券評価減	261,929千円	268,434千円
ゴルフ会員権評価減	59,835	50,925
賞与引当金	139,026	160,029
退職給付引当金	187,822	154,392
役員退職慰労引当金	92,058	63,114
時効後支払損引当金	6,093	300
事業税及び事業所税	160,347	138,818
減損損失	306,912	305,697
その他	85,655	116,724
繰延税金資産小計	1,299,681	1,258,438
評価性引当額	653,911	650,291
繰延税金資産合計	645,769	608,146
繰延税金負債		
未収配当金	223	525
その他有価証券評価差額金	67,739	200,650
繰延税金負債合計	67,962	201,175
差引：繰延税金資産の純額	577,807	406,971

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の 5 以下であるため注記を省略しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	第15期 (平成24年3月31日現在)	第16期 (平成25年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	2,112,696千円	2,493,252千円
(2) 年金資産	1,396,989	1,738,225
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	715,706	755,026
(4) 未認識数理計算上の差異	188,709	321,826
(5) 貸借対照表純額(3)+(4)	526,997	433,200
(6) 前払年金費用	59,159	141,733
(7) 退職給付引当金(5)-(6)	586,157	574,934

３．退職給付費用に関する事項

	第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
(1) 勤務費用	163,634千円	161,881千円
(2) 利息費用	35,426	38,028
(3) 期待運用収益	20,760	25,145
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	22,825	25,203
(5) その他（注）	33,503	34,132
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	234,629	234,100

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
(1) 退職給付見込額の期間 配分方法	期間定額基準	同左
(2) 割引率	1.8%	0.69%
(3) 期待運用収益率	1.8%	1.8%
(4) 数理計算上の差異の 処理年数	10年(各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。)	同左

（セグメント情報等）

第15期
自 平成23年 4 月 1 日
至 平成24年 3 月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第16期

自 平成24年 4 月 1 日

至 平成25年 3 月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

．第15期（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,217,788千円	未払手数料	162,450千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注2）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

．第16期（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	2,483,692千円	未払手数料	236,330千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注2）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1株当たり純資産額 6,359,257円46銭 1株当たり当期純利益 571,651円62銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 7,424,862千円 普通株式に係る当期純利益 7,424,862千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,988株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	1株当たり純資産額 6,655,586円29銭 1株当たり当期純利益 410,159円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 5,327,124千円 普通株式に係る当期純利益 5,327,124千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,987株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第17期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			3,873,630
有価証券			20,564,536
前払費用			66,347
未収委託者報酬			2,687,446
繰延税金資産			304,790
未収収益			292,935
その他			16,087
流動資産合計			27,805,774
固定資産			
有形固定資産			576,669
建物	1	221,088	
器具備品	1	169,581	
土地		186,000	
無形固定資産			1,131,652
投資その他の資産			59,738,553
投資有価証券		58,824,688	
従業員貸付金		5,275	
長期差入保証金		480,570	
繰延税金資産		229,213	
その他		269,606	
貸倒引当金		70,800	
固定資産合計			61,446,875
資産合計			89,252,649

		第17期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
預り金			38,723
未払金			1,299,523
未払収益分配金		1,041	
未払償還金		61,457	
未払手数料		1,049,879	
その他未払金		187,145	
未払費用			890,584
未払法人税等			1,812,044
賞与引当金			395,329
役員賞与引当金			27,500
流動負債合計			4,463,706
固定負債			
時効後支払損引当金			262
退職給付引当金			602,473
役員退職慰労引当金			176,460
固定負債合計			779,195
負債合計			5,242,902
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,680,000
資本剰余金			670,000
資本準備金		670,000	
利益剰余金			80,488,981
その他利益剰余金		80,488,981	
繰越利益剰余金		80,488,981	
自己株式			50,310
株主資本合計			83,788,670
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			221,076
評価・換算差額等合計			221,076
純資産合計			84,009,747
負債・純資産合計			89,252,649

(2)中間損益計算書

		第17期中間会計期間 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日	
区分	注記 番号	金額（千円）	
営業収益			
委託者報酬			18,666,667
投資顧問料			433,843
営業収益計			19,100,510
営業費用・一般管理費			
営業費用			10,609,865
支払手数料		7,415,927	
その他営業費用		3,193,938	
一般管理費	1		3,845,189
営業費用・一般管理費計			14,455,055
営業利益			4,645,455
営業外収益			
受取利息及び配当金		185,038	
時効成立分配金・償還金		2,976	
その他		33,543	
営業外収益計			221,558
営業外費用			
その他		1,269	
営業外費用計			1,269
経常利益			4,865,744
特別利益			
投資有価証券償還益		226,404	
特別利益計			226,404
税引前中間純利益			5,092,148
法人税、住民税及び事業税			1,728,309
法人税等調整額			24,721
中間純利益			3,339,117

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第17期中間会計期間
自 平成25年4月1日
至 平成25年9月30日

株主資本

資本金

当期首残高及び当中間期末残高 2,680,000

資本剰余金

資本準備金

当期首残高及び当中間期末残高 670,000

資本剰余金合計

当期首残高及び当中間期末残高 670,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高 82,474,853

当中間期変動額

剰余金の配当 5,324,989

中間純利益 3,339,117

当中間期変動額合計 1,985,872

当中間期末残高 80,488,981

利益剰余金合計

当期首残高 82,474,853

当中間期変動額

剰余金の配当 5,324,989

中間純利益 3,339,117

当中間期変動額合計 1,985,872

当中間期末残高 80,488,981

自己株式

当期首残高及び当中間期末残高 50,310

株主資本合計

当期首残高 85,774,543

当中間期変動額

剰余金の配当 5,324,989

中間純利益 3,339,117

当中間期変動額合計 1,985,872

当中間期末残高 83,788,670

第17期中間会計期間
自 平成25年 4 月 1 日
至 平成25年 9 月30日

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

当期首残高 666,747

当中間期変動額

株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 445,671

当中間期変動額合計 445,671

当中間期末残高 221,076

評価・換算差額等合計

当期首残高 666,747

当中間期変動額

株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 445,671

当中間期変動額合計 445,671

当中間期末残高 221,076

純資産合計

当期首残高 86,441,290

当中間期変動額

剰余金の配当 5,324,989

中間純利益 3,339,117

株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 445,671

当中間期変動額合計 2,431,543

当中間期末残高 84,009,747

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4．外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成25年 9 月30日現在）

1．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物	548,866千円
器具備品	570,978千円
計	1,119,845千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

1．当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。

有形固定資産	42,515千円
無形固定資産	253,514千円
計	296,029千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

1．発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
自己株式 普通株式	10	-	-	10

3．配当に関する事項

配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成25年 6 月25日 定時株主総会	普通 株式	5,324百万円	410,000円	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月26日

（リース取引関係）

当中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 568,038千円

1年超 188,810千円

合計 756,848千円

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	3,873,630	3,873,630	-
（2）有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	79,258,394	79,258,394	-
（3）未収委託者報酬	2,687,446	2,687,446	-
資産計	85,819,471	85,819,471	-
（1）未払手数料	1,049,879	1,049,879	-
（2）未払法人税等	1,812,044	1,812,044	-
負債計	2,861,924	2,861,924	-

（注1）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

（1）預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（3）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	143,063	30,541	112,522
	(2) 債券			
	国債	27,966,507	27,903,710	62,796
	社債	5,029,330	5,018,964	10,365
	その他	11,345,110	11,316,990	28,119
	(3) その他	4,609,713	4,277,379	332,334
	小計	49,093,724	48,547,587	546,137
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債	9,653,412	9,654,644	1,232
	社債	2,272,923	2,276,577	3,654
	その他	15,115,626	15,136,641	21,015
	(3) その他	3,122,709	3,372,970	250,261
	小計	30,164,670	30,440,834	276,164
合計		79,258,394	78,988,421	269,972

(注1) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。なお、中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

(注2) 非上場株式（中間貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）当中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）当中間会計期間（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

1 株当たり純資産額	6,468,368円51銭
1 株当たり中間純利益	257,096円86銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益（千円）	3,339,117
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	3,339,117
普通株式の期中平均株式数（株）	12,987

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年 3 月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >（平成25年 3 月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年 3 月末現在	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3 【資本関係】

(1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。
該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成25年 2 月 4 日	有価証券報告書
	有価証券届出書
平成25年 8 月 5 日	半期報告書
	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年12月20日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・タイプの平成24年11月8日から平成25年11月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・タイプの平成25年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月12日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。